（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条　［略］

［２・３　略］

４　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1)　［略］

(2)　自己資本比率告示第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー

(3)　(1)及び(2)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

［八～ト　略］

［三～十二　略］

［５・６　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

［加える。］

(2)　(1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

［八～ト　同上］

［三～十二　同上］

［５・６　同上］

○金融庁告示第六十号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（別紙様式第二号） ［（第一面）～（第六面）　略］ （第七面） （単位：百万円、％）	（別紙様式第二号） ［（第一面）～（第六面）　同左］ （第七面） （単位：百万円、％）
ＣＲ４：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	ＣＲ４：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果
［略］	［同左］
（注） この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 ［ａ～ｖ　略］	（注） この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 ［ａ～ｖ　同左］